



# 超長期

10年

2年 3年 4年 5年 6年 7年 8年 9年

# 一括保証制度

超長期の一括資金を導入することにより、  
中小企業者の資金繰りの円滑化を図ります!!

保証限度額	返済方法	保証期間
2億8,000万円	一括返済	2年以上 10年以内
保証料率		
0.45~1.15%		

※担保提供がある方または会計参与設置会社であることを報告いただいた方は、保証料を左記から0.1%割引



# 超長期一括保証制度の概要

## 対象要件

次の要件すべてに該当する会社または医療法人とする。

- ①申込時点において、同一事業の業歴が2年以上、かつ2期以上の決算を行っている。
- ②申込時点において、取扱金融機関のプロパー融資残高（商業手形（電子記録債権）割引は除く。）があること。
- ③直近2期の決算において、債務超過ではない、かつ協会におけるCRD評点（法人用モデル3・累積3年）が46点以上（保証料率区分が5以上）あること。
- ④申込時点において、法人代表者の年齢が65歳未満であること。ただし、後継者が存在する場合は、この限りではない。

## 保証限度額

2億8,000万円

（無担保保険にかかる保証8,000万円、普通保険にかかる保証2億円）

ただし、普通保険にかかる保証2億円については、直近決算において、協会におけるCRD評点が61点以上（保証料率区分7以上）あることを要し、かつ直近決算における平均月商の3倍を限度額とする。（特例保険にかかるものは除き、無担保保険及び無担保で利用している普通保険にかかる他の保証と合算で計算する。）

## 資金用途

運転資金

## 貸付形式

証書貸付または手形貸付

## 保証期間

2年以上10年以内

## 返済方法

一括返済

## 貸付金利

金融機関所定

## 保証料率

0.45～1.15%（一般保証に準じる）

※担保提供がある方または会計参与設置会社であることを報告いただいた方は、保証料を0.1%割り引きます。

## 担保

原則として不要

## 保証人

必要に応じて徴求する。

ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。



\*保証申込には審査がございます。審査の結果、お客様のご希望に添えないこともあります。

\*金融あっせん屋等の第三者が介入した保証申込は固くお断りします。

\*反社会的勢力とは取引いたしません。

お問い合わせ・ご相談は、金融機関または三重県信用保証協会まで

### 本店

〒514-0003  
津市桜橋3丁目399番地  
TEL 059-229-6014  
FAX 059-229-6344



### 四日市支店

〒510-0085  
四日市市諏訪町4番5号  
四日市諏訪町ビル5階  
TEL 059-353-9161  
FAX 059-354-2046

